明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一二一）　三
○食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（一二二）　三
○食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一二三）　四
○食品表示法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一二四）　六
○食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一二五）　六

〔告　示〕
○地方税法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件の一部を改正する件（総務一九六）　七
○日本国に帰化を許可する件（法務一四三）　八
○保安林の指定をする件（農林水産一一二一～一一二七）　八
○保安林の指定を解除する件（同一一二八～一一三二）　九
○軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があった件（国土交通七〇二）　九
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同七〇三、七〇五）　九
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同七〇四）　九

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
金融庁・財務省・農林水産省　国税庁
農林水産省　林野庁　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕
官庁
諸事項
社会保険労務士懲戒処分関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一二一号）（厚生労働省）

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第四六号）の施行期日は令和二年六月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年六月一日とすることとした。

◇食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（厚生労働省）

食品衛生法施行令の一部改正関係

1　器具及び容器包装のポジティブリストによる規制

食品衛生法（昭和二二年法律第二三三号。以下「法」という。）第一八条第三項の政令で定める材質を合成樹脂とすることとした。（第一条関係）

2　ＨＡＣＣＰによる衛生管理の制度化

法第五〇条の二第一項第二号の政令で定める営業者を次のとおりとすることとした。（第三四条の二関係）

㈠　食品を製造し、又は加工する営業者であって、食品を製造し、又は加工する施設に併設され、又は隣接した店舗においてその施設で製造し、又は加工した食品の全部又は大部分を小売販売するもの

㈡　飲食店営業又は喫茶店営業を行う者その他の食品を調理する営業者であって厚生労働省令で定めるもの

㈢　容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品のみを貯蔵し、運搬し、又は販売する営業者

㈣　㈠から㈢までに掲げる営業者のほか、施設の内外の清潔保持等一般的な衛生管理及びその取り扱う食品の特性に応じた取組により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能であると認められる営業者であって厚生労働省令で定めるもの